

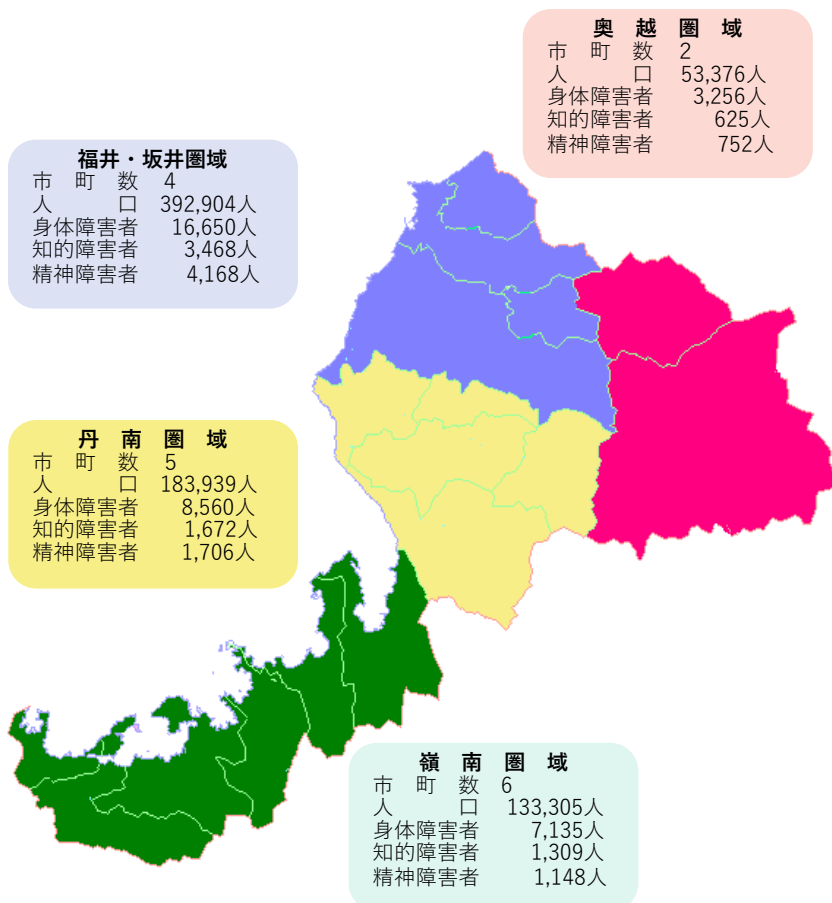
福井県

精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指して

福井県では、精神障害者が、地域で、必要な医療、福祉、介護、住まい、就労等が包括的に確保できるシステムの構築を目指します。

1 県又は政令市の基礎情報

障がい者手帳所持者数
(R4.3月末時点)



基本情報（都道府県等情報）

障害保健福祉圏域数 (R4年4月時点)	4	か所
市町村数 (R4年4月時点)	17	市町村
人口 (R4年4月時点)	754,744	人
精神科病院の数 (R4年4月時点)	15	病院
精神科病床数 (R4年4月時点)	2,144	床
入院精神障害者数 (R3年6月時点)	合計	1,812 人
	3か月未満 (%:構成割合)	416 人 23.0 %
	3か月以上1年未満 (%:構成割合)	326 人 18.0 %
	1年以上 (%:構成割合)	1,070 人 59.1 %
	うち65歳未満	328 人
	うち65歳以上	742 人
	退院率 (R元年度)	入院後3か月時点 62.3 % 入院後6か月時点 78.6 % 入院後1年時点 87.1 %
相談支援事業所数 (R4年4月時点)	基幹相談支援センター数	6 か所
	一般相談支援事業所数	21 か所
	特定相談支援事業所数	97 か所
保健所数 (R4年4月時点)	6	か所
(自立支援)協議会の開催頻度 (R3年度)	(自立支援)協議会の開催頻度	2 回/年
	精神領域に関する議論を行う部会の有無	無
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置状況 (R4年4月時点)	都道府県	有 1 か所
	障害保健福祉圏域	有 6 / 6 か所/障害圏域数
	市町村	有 17 / 17 か所/市町村数

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組概要（全体）

医療提供

精神科救急医療体制の整備

- ・医療相談
- ・精神科救急情報センター
- ・時間外の医療体制の整備
- ・身体合併救急医療の確保

保健・予防

保健所における通報等緊急時の対応
措置入院者等の退院後の支援
精神保健相談
本人・家族支援

障がい福祉

地域移行・地域定着支援関係者研修
自立支援協議会
(人材確保部会、人材育成部会等)
就労支援(賃金向上)

生活

医療費の助成
住まいの場の確保

3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の経緯

○地域移行

- ・地域移行支援事業（H18年度～23年度）
 - （1）地域移行支援事業検討会議の設置
 - （2）地域体制整備コーディネーターの配置
 - （3）地域移行支援協議会の設置
 - （4）クリティカルパスの作成
- ・地域相談支援事業へ移行（H24年度～）
- ・自立支援協議会地域移行部会等での検討
- ・相談支援従事者専門コース別研修（地域移行・地域定着）の開催
- ・措置入院患者の退院後支援（H30年度～）
 - （1）研修会の開催
 - （2）退院支援計画の作成

○医療体制

- ・精神科救急情報センター設置（H22年度～）
- ・身体合併症救急医療の確保（H29年度～）

○精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・各健康福祉センター単位で協議の場の開催（R2年度～）
- ・県単位で協議の場の開催（R3年度～）

4 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に資する取組の成果・効果

＜令和3年度までの成果・効果＞

課題解決の達成度を測る指標	目標値 (R3年度当初)	実績値 (R3年度末)	具体的な成果・効果
①地域移行に関する人材の育成	100名	127名	研修企画のワーキング委員会を5回開催し、相談員等のレベルアップを図った。また、保健所圏域毎に会場を設置する分散開催を行い、地域での課題について話し合うことができた。
②各健康福祉センター単位での協議の場設置準備	6センター	6センター	各健康福祉センター単位で、市町や事業所等と協議の場の設置について話し合いの場を持ち、設置の目途ができた。
③退院後支援の計画作成 (R3年度に退院した者)	30件	40件	措置入院患者のうち、計画作成の同意があった者に対し、病院等と協力して、退院後の計画を作成し、支援を行った。

5 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた現時点における強みと課題

【特徴(強み)】

管内の精神障がい者の医療へのつながりや退院後の支援、治療中断の防止など医療機関や相談支援事業所、訪問看護等と行政が連携して支援をしている。

課題	課題解決に向けた取組方針	課題・方針に対する役割(取組)	
地域平均生活日数が全国平均値より低い	<ul style="list-style-type: none"> 精神障害者の退院後支援の実施 救急医療体制の見直し 	行政	<ul style="list-style-type: none"> ・帰住地の保健所が中心となり、措置入院患者の退院後の支援計画を作成し、関係機関と計画に沿った支援を行う。 ・早期受診に向けて、救急医療体制の見直しを行う。
		医療	
		福祉	
		その他関係機関・住民等	
地域移行に取り組む人材の育成が必要	病院、相談支援事業所等地域移行に関する人材を育成する。	行政	研修企画のワーキング委員会を開催し、相談員等の資質向上につながる研修会を企画する。
		医療	研修会への参加
		福祉	
		その他関係機関・住民等	

課題解決の達成度を測る指標	現状値 (今年度当初)	目標値 (令和3年度末)	見込んでいる成果・効果
地域移行に関する人材の育成	100	127	
退院後支援の計画作成	30	40	

※指標設定が困難な場合は、代替指標や定性的な文言でも構いません。

6 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた今年度の取組スケジュール

時期(月)	実施する項目	実施する内容
R4年4月～	各健康福祉センター単位での協議の場の開催	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向け関係機関との協議の場を設置し、各圏域の課題等に応じた取り組みを実施
R4年12月16日	人材育成	福井県精神保健福祉従事者研修会(現任) 「精神障がい者をみんなで支えていくために～一緒に「にも包括」について考えましょう～」
R5年1月(予定)	県単位での協議の場の開催	福井県精神科救急情報センター運営協議会にて下記内容を協議 ・救急医療システムのあり方について ・地域包括ケアシステムの構築について